

2025. 9. 1

「大学等の卒業者・在学者に対する経済的修学支援制度」

対象者 : 入学時に大学、短期大学、専門学校を卒業している者及び在学している者を対象とする。

減免額 : 入学金 20 万円減免

減免方法 : 入学後、減免額を返金

入学時に大学等の卒業証明書または、在学証明書により確認のうえ、入学金 20 万円返金する。

広報関係 HP に掲載

募集要項を持参した大学関係への案内。

現行の減免制度との重複

現行の減免との重複について：入学金減免の重複は不可。